

平成十六年法律第二百五十四号

(信託業法)

信託業法(大正十一年法律第六十五号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 信託会社	第三章 外国信託業者(第五十三条・第六十四条)
第二節 総則(第三条・第十六条)	第三節 業務(第二十一条・第三十一条)	第四章 指図権者(第六十五条・第六十六条)
第五節 経理(第三十二条・第三十五条)	第五節 監督(第三十六条・第五十条)	第五章 指定紛争解決機関
第六節 特定の信託についての特例(第五十一条の二・第五十二条)	第六節 第二節 業務(第二十一条・第三十一条)	第六節 第二節 業務(第二十一条・第三十一条)
附則	附則	附則

第一條 この法律は、信託業を営む者等に関し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託(定義)この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付隨して行われるものであつて、その内容等を勘案	第二章 総則(目的)この法律は、信託業を営む者等に關し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託(定義)この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付隨して行われるものであつて、その内容等を勘案	第三章 外国信託業者(第五十三条・第六十四条)この法律において「信託会社」とは、第三条の各号のいずれかに該当する信託のみの引受けを行う営業をいう。
第二条 この法律において「信託契約代理店」とは、第六十七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。	第二節 総則(第二十一条・第三十一条)この法律において「信託契約代理店」とは、第六十七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。	第四章 指図権者(第六十五条・第六十六条)この法律において「信託会社」とは、第三条の各号のいずれかに該当する信託のみの引受けを行う営業をいう。
第三条 信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。(免許の申請)	第三節 業務(第二十一条・第三十一条)この法律において「信託契約代理店」とは、第六十七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。	第五章 指定紛争解決機関
第四条 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。(免許の申請)	第四節 第二節 業務(第二十一条・第三十一条)この法律において「信託契約代理店」とは、第六十七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。	第六節 第二節 業務(第二十一条・第三十一条)この法律において「信託会社」とは、第三条の各号のいずれかに該当する信託のみの引受けを行う営業をいう。

第一條 この法律は、信託業を営む者等に關し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託(定義)この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付隨して行われるものであつて、その内容等を勘案	第二章 総則(目的)この法律は、信託業を営む者等に關し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託(定義)この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付隨して行われるものであつて、その内容等を勘案	第三章 外国信託業者(第五十三条・第六十四条)この法律において「信託会社」とは、第三条の各号のいずれかに該当する信託のみの引受けを行う営業をいう。
第二条 この法律において「信託契約代理店」とは、第六十七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。	第二節 総則(第二十一条・第三十一条)この法律において「信託契約代理店」とは、第六十七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。	第四章 指定紛争解決機関
第三条 信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。(免許の申請)	第三節 業務(第二十一条・第三十一条)この法律において「信託契約代理店」とは、第六十七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。	第五章 指定紛争解決機関
第四条 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。(免許の申請)	第四節 第二節 業務(第二十一条・第三十一条)この法律において「信託契約代理店」とは、第六十七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。	第六節 第二節 業務(第二十一条・第三十一条)この法律において「信託会社」とは、第三条の各号のいずれかに該当する信託のみの引受けを行う営業をいう。

二 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、信託業務を適正に遂行するためには十分なものであること。

三 信託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

一 株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でない者

　　イ 取締役会

　　ロ 監査役、監査等委員会又は指名委員会等

（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百二十二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。）

二 資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない株式会社

四 他の信託会社が現に用いている商号と同一の商号又は他の信託会社と誤認されるおそれのある商号を用いようとする株式会社

五 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録、第五十条の二第一項の登録若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十九条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十九条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はこの法律により同法第三条の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定によりする法律に相当する外国の法令の規定により

六　登録若しくは認可（当該免許、登録又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号、第八号二及び第十号イにおいて同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の处分がなされた日。第八号二、本及びヘ並びに第十号イにおいて同じ。）から五年を経過しない株式会社
この法律、信託法、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）若しくは著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社
他に當む業務がその信託業務に関連しない業務である株式会社又は当該他に當む業務を営むこととがその信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそそれがあると認められる株式会社

八　取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他のいかななる名称を有する者であるかを問わらず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第四十四条第二項、第四十五条第二項及び第五十条の二第六項第八号において同じ。）、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社
口　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
ハ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
府令で定める者

二 第十一条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第二条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第五十条の二第六項の規定により第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により第五十三条第一項の登録、第五十条の二第二項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十五条第一項の規定により第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十六条第一項の規定により第六十七条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、若しくは第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消された場合、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消された場合、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合、若しくは融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により第六十七条第一項の免許を取り消された場合、若しくは執行役、会計参与若しくはこれらに準ずる者は国内における代表者（第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第六十七条第一項と同種類の登録を取り消され、又は当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 第四十四条第二項若しくは第四十五条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査

役、第五十九条第二項若しくは第六十条第二項の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは支店に駐在する役員若しくは第八十二条第二項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者でその処分を受けた日から五年を経過しない者

チ 第六号に規定する法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八号、第二百八十八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十九条の罪、暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

九 個人である主要株主（申請者が持株会社（私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者である株式会社

イ 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者についてでは、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は前号口からチまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）

ロ 前号口からチまでのいずれかに該当する者

イ 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消さ

れ、第四十五条第一項の規定により第七条第一項、第五十条の二第一項若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、第五十九条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

第六号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなりたつ日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役又はこれらに準ずる者のうちに次のいずれかに該当する者である者

(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

(2) 第八号口からチまでのいずれかに該当する者

前項第二号の政令で定める金額は、一億円を下回ってはならない。

4 第二項第三号の純資産額は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。

5 第二項第九号及び第十号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使す

（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の二十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、保有の態様その他の事情を勘査して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十七条第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

第二項第九号の「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

7 次の各号に掲げる場合における第五項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権行使することができる権限又は当該対象議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

当該対象議決権

二 株式の所有関係 親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

8 内閣総理大臣は、第一項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要の限度において、第三条の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

（資本金の額の減少）

第六条 信託会社（管理型信託会社を除く。）

、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。（登録）

第七条 第三条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の登録を受けた者は、管理型信託業を営むことができる。

前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

3 有効期間の満了後引き続き管理型信託業を営む者とする者は、政令で定める期間内に、登録の更新の申請をしなければならない。

4 前項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間の満了日の翌日から起算して三年とする。

5 第三項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(登録の申請)

第六条 前条第一項の登録(同条第三項の登録の更新を含む。第十条第一項、第四十五条第一項第三号及び第九十一条第三号において同じ。)を受けようとする者(第十条第一項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本金の額

三 取締役及び監査役の氏名

四 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称

五 信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類

六 本店その他の営業所の名称及び所在地

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 会社の登記事項証明書

三 業務方法書

四 貸借対照表

五 その他内閣府令で定める書類

前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 引受けを行う信託財産の種類

二 信託財産の管理又は処分の方法

三 信託財産の分別管理の方法

四 信託業務の実施体制

五 信託業務の一部を第三者に委託する場合に係る基準及び手続(第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。)

六 その他内閣府令で定める事項

(登録簿への登録)

第九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管理型信託会社登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、管理型信託会社登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第十条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第五条第二項各号（第一号及び第三号を除く）のいずれかに該当する者

二 資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない株式会社

四 定款又は業務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理型信託業務を適正に遂行するため十分なものでない株式会社

五 人的構成に照らして、管理型信託業務的確に遂行することができる知識及び経験を有すると認められない株式会社

前項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

(營業保証金)

第十一條 信託会社は、営業保証金を本店の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の営業保証金の額は、信託業務の内容及び受益者の保護の必要性を考慮して政令で定める金額とする。

3 信託会社は、政令で定めるところにより、当該信託会社のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつている金額（以下「契約金額」という。）につき第

4	一項の営業保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。
5	内閣総理大臣は、受益者の保護のため必要があると認めるときは、信託会社と前項の契約を締結した者又は当該信託会社に対し、契約金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。
6	信託会社は、第一項の営業保証金につき供託（第三項の契約の締結を含む。）を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、信託業務を開始してはならない。
7	信託の受益者は、当該信託に関して生じた債権に關し、当該信託の受託たる信託会社に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。
8	前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

9	信託会社は、営業保証金の額（契約金額を含む。第十項において同じ。）が第二項の政令で定める金額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第三項の契約の締結を含む。）を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
10	前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債務を含む。）をもつてこれに充てることができることとする。
11	第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金は、第七条第三項の登録の更新がされなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失つた場合において信託の登録が新受託者への譲渡若しくは帰属権利者の移転が終了したとき、又は営業保証金の額が第二項の政令で定める金額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。
12	前各項に規定するもののほか、営業保証金に関する事項は、内閣府令・法務省令で定め（変更の届出）
13	第十二条 信託会社（管理型信託会社を除く。）は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更がある。

14	内閣総理大臣は、受益者の保護のため必要があると認めるときは、信託会社と前項の契約を締結した者又は当該信託会社に対し、契約金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。
15	信託会社は、第一項の営業保証金につき供託（第三項の契約の締結を含む。）を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出なれば、信託業務を開始してはならない。
16	信託の受益者は、当該信託に関する生じた債権に關し、当該信託の受託たる信託会社に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。
17	前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。
18	信託会社は、営業保証金の額（契約金額を含む。第十項において同じ。）が第二項の政令で定める金額に不足したこととなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第三項の契約の締結を含む。）を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
19	前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債務を含む。）をもつてこれに充てできることとする。
20	第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金は、第七条第三項の登録の更新がされなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失つた場合において信託の登録が新受託者への譲渡若しくは帰属権利者の移転が終了したとき、又は営業保証金の額が第二項の政令で定める金額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。
21	前各項に規定するもののほか、営業保証金に関する事項は、内閣府令・法務省令で定め（変更の届出）

22	第十三条 信託会社（管理型信託会社を除く。）は、業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
23	内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。
24	内閣総理大臣は、前項の届出を受けなければならぬ。
25	内閣総理大臣は、前項の届出を受けなければならぬ。
26	内閣総理大臣は、前項の届出を受けなければならぬ。

27	第十四条 信託会社は、その商号中に信託という文字を用いなければならない。
28	信託会社でない者は、その名称又は商号のうちに信託会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。ただし、担保付社債信託法第三条の免許又は金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第一条第一項の認可を受けた者については、この限りでない。
29	第十五条 信託会社は、自己の名義をもつて、他人に信託業を営ませてはならない。
30	（取締役の兼職の制限等）
31	第十六条 信託会社の常務に從事する取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）は、他の会社の常務に從事し、又は事業を営む場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
32	会社法第三百三十三条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百一条第五項ただし書の規定は、信託会社に適用しない。
33	（業務の範囲）

34	第十七条 信託会社の主要株主（第五条第五項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）とならない者は、対象議決権保有割合（対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該信託
35	会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。
36	二項第九号及び第十号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
37	内閣総理大臣は、前項の届出を受けたときには、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。
38	内閣総理大臣は、前項の届出を受けなければならぬ。

39	第十八条 内閣総理大臣は、信託会社の主要株主が第五条第二項第九号イ若しくはロ又は第十号イからハまでのいずれかに該当する場合には、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該信託会社の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずことができるものとする。
40	内閣総理大臣は、前項の措置をとることを命ずることとする場合は、当該主要株主に對し三月以内の期間を定めて当該信託会社の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることとする。
41	（指置命令）
42	第十九条 信託会社の主要株主は、当該信託会社の主要株主でなくなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
43	（主要株主でなくなった旨の届出）
44	第二十条 前三条の規定は、信託会社を子会社（第五条第六項に規定する子会社をいう。第五十一条を除き、以下同じ。）とする持株会社の株主又は出資者について準用する。
45	（第三節 業務）
46	（業務の範囲）
47	第二十一条 信託会社は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、その受託する信託財産について、信託業務の一部を第三者に委託することができる。
48	一 信託業務の一部を委託すること及びその信託業務の委託先（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）が信託行為において明らかにされていること。
49	二 委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができる者であること。
50	三 信託会社が信託業務を委託した場合における信託行為において明確にされていること。
51	二十八条及び第二十九条（第三項を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る第七章の規定の適用については、これらの規定中「信託会社」とあるのは、「信託会社（当該信託会社から委託を受けた者を含む。）」とする。
52	二十九条及び第三十条（第三項を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る第七章の規定の適用については、これらの規定中「信託会社」とあるのは、「信託会社（当該信託会社から委託を受けた者を含む。）」とする。
53	二 信託財産の保存行為に係る業務
54	三 前二項の規定（第一項第二号を除く。）は、次に掲げる業務を委託する場合には、適用しない。
55	一 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
56	二 信託財産と同じ種類の財産について、当該信託財産と同一の方法により管理する。
57	三 前二号のいずれにも該当しない業務
58	（信託業務の委託に係る信託会社の責任）
59	第二十二条 信託会社は、信託業務の委託先が申請者が第一項の規定により営む業務以外の業務を當む旨の記載がある場合において、当該申請者が第一項の規定により営む業務以外の業務を當む旨の記載を受けたときには、当該申請者が第一項の規定により営む業務以外の業務を當むものとみなす。
60	第二十三条 信託会社は、信託業務の委託先が申請者が第一項の規定により営む業務以外の業務を當む旨の記載を受けたときには、当該申請者が第一項の規定により営む業務以外の業務を當むものとみなす。
61	（信託業務の委託）
62	第二十四条 信託会社は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、その受託する信託財産について、信託業務の一部を第三者に委託することができる。
63	一 信託業務の一部を委託すること及びその信託業務の委託先（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）が信託行為において明確にされていること。
64	二 委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができる者であること。
65	三 信託会社が信託業務を委託した場合における信託行為において明確にされていること。
66	二十九条及び第三十条（第三項を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る第七章の規定の適用については、これらの規定中「信託会社」とあるのは、「信託会社（当該信託会社から委託を受けた者を含む。）」とする。
67	二十九条及び第三十条（第三項を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る第七章の規定の適用については、これらの規定中「信託会社」とあるのは、「信託会社（当該信託会社から委託を受けた者を含む。）」とする。
68	（信託業務の委託に係る信託会社の責任）
69	第二十四条 信託会社は、信託業務の委託先が申請者が第一項の規定により営む業務以外の業務を當む旨の記載がある場合において、当該申請者が第一項の規定により営む業務以外の業務を當む旨の記載を受けたときには、当該申請者が第一項の規定により営む業務以外の業務を當むものとみなす。
70	第二十五条 信託会社は、信託業務の委託先が申請者が第一項の規定により営む業務以外の業務を當む旨の記載を受けたときには、当該申請者が第一項の規定により営む業務以外の業務を當むものとみなす。

3

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき、第八十五条の二十二第三項の規定による紛争解決等業務の廃止が第八十五条の二十一の認可又は第八十五条の二十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第八十五条の二十一の規定により認可されたとき、又は同号の第一の指定紛争解決機関の第八十五条の二十二第一項の規定による指定が第八十五条の二十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき、第八十五条の二第二項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

（信託の引受けに係る行為準則）

二十四条 信託会社は、信託の引受けに關して、次に掲げる行為（次条に規定する特定信託契約による信託の引受けにあっては、第五号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 委託者に対し虚偽のことを告げる行為

二 委託者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為

三 委託者若しくは受益者又は第三者に対し、特別の利益の提供を約し、又はこれを提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）してはならない。

6

五 その他委託者の保護に欠けるものとして内閣府令で定める行為

信託会社は、委託者の知識、経験、財産の状況及び信託契約を締結する目的に照らして適切な信託の引受けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならぬい。

(金融商品取引法の準用)

第二十四条の二 金融商品取引法第三章第一節第六款（第三十四条の二第六項から第八項まで）（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く）（特定投資家）、**同章第二節第一款**（第三十五条から第三十六条の四まで）（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備、標識の掲示等、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、**第三十七条第一項第二号**（広告等の規制）、**第三十七条の二**（取引態様の事前明示義務）、**第三十七条の三第一項第二号**から第四号まで及び第六号並びに第三項（契約締結前の情報の提供等）、**三十七条の四**（契約締結時等の情報の提供）、**三十七条の五**（保証金の受領に係る書面の交付）、**三十七条の七**（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、**第三十八条第一号**（適合性の原則等）、**第七号及び第八号**並びに第三十八条の二（禁止行為）、**第三十九条第一項、第二項第二号、第三項、第四項、第六項**及び**第七項**（損失補填等の禁止）、**第四十条第一号**（適合性の原則等）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止、特定投資家の除外）。

(信託契約の内容の説明)

向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等)を除く。) (通則) 及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。) (雑則) の規定は、信託会社が行う信託契約(金利、通貨の価格、金融商品市場(同法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。)における相場その他の指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれがある信託契約として内閣府令で定めるものをいう。以下「特定信託契約」という。)による信託の受けにについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の業務」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行なうことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四条の二」に規定する特定信託契約」と、同法第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住所」と、同法第三十七条の六第一項中「第三十七条の四」とあるのは「信託業法第二十六条第一項」と、同法第三十九条第二項第一号中「価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第一号」とあるのは「損失補填等」(信託業法第二十四条第一項第四号の損失補填又は利益の補足をいう。第三号において同じ。)と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」とあるのは「前項第三号の提供」とあるのは「損失補填等」と、同条第五項中「事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

に規定する金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。以下この項において「商品取引清算機関」を債務者とするもの（清算機関が債務引受け等（同法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受け業等として、引受け、更改その他の方法により債務を負担することをいう。以下この項において同じ。）により引受け等の対価として負担したものに限る。）と相殺することができる。ただし、信託行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。前項の規定により相殺を行ふ信託会社は、当該相殺により信託財産に損害を生じさせたときは、その損害を賠償する責めに任ずる。

第四節 経理

（事業年度）

第三十二条 信託会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十日までとする。

（事業報告書）

第三十三条 信託会社は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、毎事業年度終過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第三十四条 信託会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度終了の日以後内閣府令で定める期間を経過した日から一年間、すべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第三十五条 前項に規定する説明書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて作成されることができない方式で作られる記録は認識することができます）による情報処理の用に供されるもので内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、信託会社の営業所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したもののみなす。

（株主の帳簿閲覧権の否認）

第三十五条 会社法第四百三十三条の規定は、信託会社（管理型信託会社を除く。以下第三十九

条までにおいて同じ。）の会計帳簿及びこれに関する資料（信託財産に係るものに限る。）については、適用しない。

第五節 監督

（合併の認可）

第三十六条 信託会社を全部又は一部の当事者とする合併は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社（第四項において「合併後の信託会社」という。）について第四条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、合併契約書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、合併後の信託会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、合併後の信託会社が第五条第

二 併合後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社（第四項において「合併後の信託会社」という。）について第四条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 前項の認可を受け新設分割により設立する株式会社は、その成立の時に、第三条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

二 讀取受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲渡契約書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、譲受会社が第五条第二項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、譲受会社が第五条第二項各号に掲げる字句と読み替えるものとする。

5 前各項の規定は、信託会社が他の外国信託会社に行う信託業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、次表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一号	第二項	第三項	第四項	第五項
各号	各号	各号	各号	各号
			第一号	第二項
			各号	各号
			第五条第一項	第五十三条第五項
			第五条第二項	第五十三条第六項
			各号	各号

（権利義務の承継）

第四十条 合併後存続する信託会社又は合併により設立する信託会社は、合併により消滅する信託会社の業務に關し、当該信託会社が内閣総理大臣による認可その他の处分に基づいて有していた権利義務を承継する。

2 前項の規定は、会社分割により信託業の全部の承継をする株式会社は、当該承継の時

に、第三条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

（事業譲渡の認可）

第三十九条 信託会社が他の信託会社に行う信託業の全部又は一部の譲渡（次項において「事業譲渡」という。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、管

理型信託業のみの譲渡をする事業譲渡については、この限りでない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、事

業譲渡により信託業の全部又は一部の譲受けをする信託会社（以下この条において「譲受会社」という。）について次に掲げる事項を記載する旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。

二 合併（当該信託会社が合併により消滅した場合を除く。）をし、会社分割により信託業の一部の承継をさせ、又は信託業の一部の譲

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、新設分割により設立する株式会社（第四項において「設立会社」という。）について第四条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、分割計画その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、設立会社が第五条第一項各号に掲げる基準に該当するとき、又は第二項の認可を受けようとする信託会社が第五条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。
- 2 信託会社が次の各号のいずれかに該当するこ^ととなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。
- 一 信託業を廃止したとき（会社分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。）。その会社（合併により消滅したとき。その会社を代表する取締役若しくは執行役又は監査役であつた者）
- 二 合併により消滅したとき。その会社を代
表する取締役若しくは執行役又は監査役であつた者
- 三 破産手続開始の決定により解散したとき。
その破産管財人
- 四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人
- 信託会社は、信託業の廃止をし、合併（当該信託会社が合併により消滅するものに限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、会社分割による信託業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は信託業の全部又は一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。
- 5 信託会社は、前項の公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。
- 6 信託会社（管理型信託会社を除く。以下この項において同じ。）が第七条第一項若しくは第五十二条第一項の登録を受けたとき、又は管理型信託会社が第五十五条第一項の登録を受けたときは、当該信託会社又は当該管理型信託会社は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。
- 7 会社法第九百四十条第一項（第二号を除く。）及び第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、信託会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。（立入検査等）
- 第四十二条 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要がある場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該信託会社の主要株主若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社の主要株主に対し第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは事務所に立ち入らせ、第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該信託会社の業務若しくは財産に關する業務若しくは当該信託会社の業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは当該主要株主の書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該信託会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上）の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下の項及び次項において同じ。）に対し当該信託会社の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託会社から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該信託会社の業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 4 前項の信託会社から業務の委託を受けた者は、正當な理由があるときは、同項の規定によ^るる報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。
- 5 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

- 三 不正の手段により第七条第一項の登録を受けたことが判明したとき。
- 四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。
- 五 公益を害する行為をしたとき。
- 第四十三条 内閣総理大臣は、信託会社の業務又は財産の状況に照らして、当該信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社に対し当該職員に当該信託会社の営業所その他の施設若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託会社の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、これらの業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 2 内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社）の業務の限度において、業務方法書の変更、信託会社を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託会社の第三条の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 三 信託業務を的確に遂行するに足りる人的構成を有しないこととなつたとき。
- 四 不正の手段により第三条の免許を受けたことが判明したとき。
- 五 第三条の免許に付した条件に違反したこととなつたとき。
- 六 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。
- 七 公益を害する行為をしたとき。
- 2 内閣総理大臣は、信託会社の取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役が、第五条第二項の執行役、会計参与又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する行為をしたときは、当該管理型信託会社に監査役の解任を命ずることができる。
- （運用型信託会社に対する監督上の処分）
- 第四十四条 内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社）を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託会社の第三条の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社）の業務の限度において、業務方法書の変更、信託会社を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託会社の第三条の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 三 信託業務を的確に遂行するに足りる人的構成を有しないこととなつたとき。
- 四 不正の手段により第三条の免許を受けたことが判明したとき。
- 五 第三条の免許に付した条件に違反したこととなつたとき。
- 六 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。
- 七 公益を害する行為をしたとき。
- 2 内閣総理大臣は、信託会社の取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する行為をしたときは、当該管理型信託会社に監査役の解任を命ずることができる。
- （登録の抹消）
- 第四十七条 内閣総理大臣は、第七条第三項の登録の更新をしなかつたとき、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消したとき、又は前条第一項若しくは第三項の規定により第七条第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。
- （監督処分の公告）
- 第四十八条 内閣総理大臣は、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消したとき、又は前条第一項若しくは第三項の規定により第七条第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。
- 第四十九条 内閣総理大臣が、第七条第三項の登録の更新をしなかつたとき、又は第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消したとき、又は第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消したとき、又は前条第一項若しくは第三項の規定により第七条第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。
- （免許等の取消し等の場合の解任手続）
- 第五十条 内閣総理大臣が、第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合、第四十五条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合、第四十六条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合は、当該管理型信託会社の第七条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 三 不正の手段により第七条第一項の登録を受けたことが判明したとき。
- 四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。
- 五 公益を害する行為をしたとき。
- 第四十三条 内閣総理大臣は、信託会社の業務又は財産の状況に照らして、当該信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社に対し当該職員に当該信託会社の営業所その他の施設若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託会社の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、これらの業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 2 内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社）の業務の限度において、業務方法書の変更、信託会社を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託会社の第三条の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 三 信託業務を的確に遂行するに足りる人的構成を有しないこととなつたとき。
- 四 不正の手段により第三条の免許を受けたことが判明したとき。
- 五 第三条の免許に付した条件に違反したこととなつたとき。
- 六 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。
- 七 公益を害する行為をしたとき。
- 2 内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社）の業務の限度において、業務方法書の変更、信託会社を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託会社の第三条の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 三 信託業務を的確に遂行するに足りる人的構成を有しないこととなつたとき。
- 四 不正の手段により第三条の免許を受けたことが判明したとき。
- 五 第三条の免許に付した条件に違反したこととなつたとき。
- 六 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。
- 七 公益を害する行為をしたとき。
- 2 内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社）の業務の限度において、業務方法書の変更、信託会社を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託会社の第三条の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- （運用型信託会社に対する監督上の処分）
- 第四十四条 内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社）の業務の限度において、業務方法書の変更、信託会社を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託会社の第三条の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社）の業務の限度において、業務方法書の変更、信託会社を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託会社の第三条の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 三 信託業務を的確に遂行するに足りる人的構成を有しないこととなつたとき。
- 四 不正の手段により第三条の免許を受けたことが判明したとき。
- 五 第三条の免許に付した条件に違反したこととなつたとき。
- 六 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。
- 七 公益を害する行為をしたとき。
- 2 内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社）の業務の限度において、業務方法書の変更、信託会社を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託会社の第三条の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 三 信託業務を的確に遂行するに足りる人的構成を有しないこととなつたとき。
- 四 不正の手段により第三条の免許を受けたことが判明したとき。
- 五 第三条の免許に付した条件に違反したこととなつたとき。
- 六 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。
- 七 公益を害する行為をしたとき。
- 2 内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社）の業務の限度において、業務方法書の変更、信託会社を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託会社の第三条の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- （運用型信託会社に対する監督上の処分）
- 第四十五条 内閣総理大臣は、管理型信託会社が第七条第一項の登録を取り消したとき、又は第四十四条第一項の登録を取り消したとき、又は前条第一項若しくは第三項の規定により第七条第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。
- （登録の抹消）
- 第四十六条 内閣総理大臣が、第七条第一項の登録を抹消したときは、当該管理型信託会社の第三条の免許又は第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該管理型信託会社の第三条の免許又は第七条第一項の登録は、その効力を失う。
- （登録の抹消）
- 第四十七条 内閣総理大臣は、第七条第三項の登録の更新をしなかつたとき、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消したとき、又は前条第一項若しくは第三項の規定により第七条第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。
- （登録の抹消）
- 第四十八条 内閣総理大臣が、第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の登録を取り消した場合、第四十五条第一項の登録を取り消した場合は、当該管理型信託会社の第七条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- （登録の抹消）
- 第四十九条 内閣総理大臣が、第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の登録を取り消した場合は、当該管理型信託会社の第七条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

合を含む。)の適用については、同項中「委託者、受益者又は受益者」とあるのは、「委託者、受益者又は内閣総理大臣」とする。
前項の場合における信託法第六十二条规定第二項及び第四項並びに第六十三条第一項の適用については、これらの規定中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人又は内閣総理大臣」とする。
第一項の場合において、裁判所が信託会社であつた受託者を解任するまでの間は、当該信託会社であった受託者は、なお信託会社とみなす。

(清算手續等における内閣総理大臣の意見等)
第五十条 裁判所は、信託会社の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。
五十一条 内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対して、意見を述べることができる。

(信託法第三条第二号に掲げる方法によつてする信託についての特例)

第五十条の二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をしようとする者は、当該信託の受益権を多数の者（改訂で定める人数以上の者）

とができる場合として政令で定める場合には、内閣総理大臣の登録を受けなければならぬ。ただし、当該信託の受益者の保護のため支障を生ずることがないと認められる場合として政令で定まる場合は、二つ限りでない。

の登録について準用する。
第一項の登録（前項において準用する第七条第三項の登録の更新を含む。第六項並びに第十二項の規定により読み替えて適用する第四十五条第一項第三号及び第九十一条第三号において同じ。）を受けようとする者（第六項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

第二項第三号及び第九十一項第三号において
同じ。)を受けようとする者(第六項において
「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載
した申請書を内閣総理大臣に提出しなければな
らない。

三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、専門会社にあつては監査役）

四 ては業務を執行する社員)の氏名
五 会計参与設置会社にあっては、会計参与の
氏名又は名称
六 信託法第三条第三号に掲げる方法によつて
する信託に係る事務に関する業務の種類
七 前号の業務以外の業務を営むときは、その
業務の種類

する信託に係る事務を行ふ営業所の名称及び所在地

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 会社（会社法第二条第一号に規定する会社をいう。第六項において同じ。）の登記事項証明書

三 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類

四 貸借対照表

一 前項第三号の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託の信託財産の種類

三 信託財産の管理又は処分の方法

四 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の実施体制

五 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の一部を第三者に委託する場合に、委託する事務の内容並びに委託

六 信託受益権売買等業務を営む場合には、当該業務の実施体制
七 その他内閣府令で定める事項

七 その他内閣府令で定める事項
内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三項の申請書若しくは第四項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

二 一
会社でない者
　　資本金の額が受益者の保護のため必要かつ
適当なものとして政令で定める金額に満たな

三　い会社　純資産額が前号に規定する金額に満たない
四　会社　一定款若しくは第四項第三号に掲げる書類の
規定が、法令に適合せず、又は信託法第三条
第三号に掲げる方法によつてする信託に係る
事務を適正に遂行するためには十分なものでな
い会社

三
の自社の方法によつてする信託に係る事務を的確に遂行することができる知識及び経験を有すると認められない会社
六 第五条第二項第五号又は第六号に該当する会社
七 他に営む業務が公益に反すると認められ、又は当該他に営む業務を営むことがその信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる会社
八 取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役のうちに第五条第一項第八号イからチまでのいずれかに該当する者のある会社

前項第三号の経資産額は、内閣府にて定めるところにより計算するものとする。内閣総理大臣は、第一項の登録の申請があつた場合には、第六項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自己信託登録簿に登録しなければならない。

一 第三項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、自己信託登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

る場合として政令で定めるときに限る。)は、当該登録を受けた者以外の者であつて政令で定めるものに、内閣府令で定めるところにより、当該信託財産に属する財産の状況その他の当該財産に関する事項を調査させなければならぬい。

第一項の登録を受けた者は、内閣府令で定めるとところにより、他に営む業務を営むことが同

い。財産に関する事項を調査させなければならぬ。第一項の登録を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、他に営む業務を営むことが同項の信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすことのないようにしなければならない。

12 第一項の登録を受けて同項の信託をする場合には、当該登録を受けた者を信託会社（第十二条第二項及び第三項、第十三条第二項、第四

五条並びに第四十七條にあつては、管理型信託会社（）とみなして、第十一条（第十項の免許の取消し及び失効に係る部分を除く。）、第十二条（第二項及び第三項、第十三条第一項、第十七条、第二十二条から第二十三条の一まで、第十四条第一項（第三号及び第四号（これらの規定中委託者に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）、第二十七条から第二十九条まで、第

十九条の二（第五項を除く。）第二十九条の三から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条（第五項を除く。）第四十二条、第四十三条、第四十五条（第一項第二号を除く。）、第四十六条第一項（免許の牛効に係る部分を除く。）、第四十七条、第四十八条（免許の取消しに係る部分を除く。）、第四十九条（免許の取消しに係る部分を除く。）並びに前条並びにこれらの規定に係る第七章の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「信託業務」とあり、及び「信託業」とあるのは「信託法第三条第三号に掲げる方法によ

項	第十一	第七条第 三項の登 録	第五十条の二第二項に おいて準用する第七条 第三項の登録の更新
項	第十	第八条第 一項各号	第五十条の二第三項 各号
項	第十二	第八条第 一項各号	第五十条の二第一項の登 録」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定による字句とする。
項	第二	第一項各号	同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十 業務	項 第十三 二 書 業務 方法	項 第三 二 錄簿 會計 登
信託法第三条第三号に 掲げる方法によつてす る信託に係る事務の内 容及び方法を記載した 書類	信託法第三条第三号に 掲げる方法によつてす る信託に係る事務の内 容及び方法を記載した 書類	信託法第三条第三号に 掲げる方法によつてす る信託に係る事務の内 容及び方法を記載した 書類

三項	第二十 二条 第十一	項目
	業務	容及び方法を記載した 書類
る信託に係る事務	信託法第三条第三号に 掲げる方法によつてす	本件請け負業者との合 同の書類

一 委託者、受託者及び受益者が同一の会社の
集団（（の会社（外国会社を含む。以下この
号及び第十項において同じ。）及び当該会社
の子会社の集団をいう。以下この条において
「会社集団」という。）に属する会社であるこ
と。

二 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。が受益者である場合には、その発行する資産対応証券（同条第十一項に規定する資産対応証券をいう。第八項第二号において同じ。）を受託者と同一の会社集団に属さない者が取得していないこと。

三 信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。第八項第三号において同じ。）が受託者と同一の会社集団に属さない者との間で締結されていないこと。

四 前二号に準ずるものとして内閣府令で定める要件

五 信託が前各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなつた場合には、委託者及び受益者の同意なく、受託者がその任務を辞することができる旨の条件が信託契約において付されていること。

六 前項の信託の引受けを行う者は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前項の届出には、当該信託に係る信託契約書のほか、当該信託が第一項各号に掲げる要件のいずれにも該当することを証する書類として内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の信託が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたときは、同項の信託の受託者に対し三月以内の期間を定めて受託者でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができることを知つたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の信託の受託者は、同項の信託の受託者が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなかつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

その必要の限度において、同項の信託の委託者、受託者若しくは受益者に対し第二項若しくは前項の届出若しくは第四項の措置に関する質問させ、若しくは受託者の書類その他の物件を検査（第二項若しくは前項の届出又は第四項の措置に関する必要なものに限る。）させることができる。

第四十二条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第一項の信託の受益者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該信託の受益権を受託者と同一の会社集團に属さない者に取得させること。

二 当該信託の受益権に係る資産対応証券を受託者と同一の会社集團に属さない者に取得させること。

三 当該信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約を受託者と同一の会社集團に属さない者との間で締結すること。

四 その他前二号に準ずるものとして内閣府令で定める行為

九 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、同法第六十五条の五第二項の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。）又は登録金融機関（同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の規定により登録金融機関とみなされる者を含む。）は、第一項の信託の受益権について、受託者と同一の会社集團に属さない者に対する販売並びにその代理及び媒介をしてはならない。

10 第一項第一号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）

第五十二条 大学等における技術に関する研究成績の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二条）第四条第一項の規

理業務												務及び財産の管							
第一号	第四十一条第一項第二項第	項	び	第一項第三十	四	第三十	二号	六	第二十	第五条	第二十	第一項	第二十	第六項	第二十	第一条第一項	第三条の免許又は第七条第一項	第四条第二項第三号又は第八条第二項第三号	第五十二条第二項において準用する第八条第二項第三
第一条第一項第三十	信託業を廃止したとき（会社分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部を含む。）又	営業所		商号	事項（特定信託契約による信託の受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）	事項	商号	免許又は登録の登録	次に掲げる行為（次条に規定する特定信託契約による信託の受けにあつては、第五号に掲げる行為を除く。）	次に掲げる行為	登録	登録	号	第五十二条第二項第一項	第三号又は第八条第二項第三号	第五十二条第二項において準用する第八条第二項第三			
二号	信託業を廃止したとき（会社分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。）又	営業所又は事務所		商号又は名称		事項	商号又は名称											代理業、信託受益権売買等業務及び財産の管理業務	

第四十一条	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第四十条	第三条の免許又は第五十二条第一項の登録	第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は第七条第一項の登録
六条第一項	第三条の免許又は第五十二条第一項の登録	第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は第七条第一項の登録
六条第二項	第三条の免許又は第五十二条第一項の登録	第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は第七条第一項の登録
一項	第三条の免許又は第五十二条第一項の登録	第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は第七条第一項の登録
第五十三条	第三条の規定にかかるらず、外国信託業者は、当該外国信託業者が国内における信託業の本拠として設ける一の支店（以下「主たる支店」という）について内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該主たる支店及び当該外国信託業者が国内において設ける他の支店において信託業を営むことができる。	第三条若しくは第五十三条第一項の登録
二	前項の免許を受けようとする者（第五項及び第六項において「申請者」という。）は、信託業務を営むすべての支店の業務を担当する代表者（以下「国内における代表者」という。）を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。	第五十二条第一項の登録
三	商号及び本店の所在地	第五十二条第一項の登録
四	監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。」の氏名	第五十二条第一項の登録
五	主たる支店その他の支店の名称及び所在地において営むときは、その業務の種類	第五十二条第一項の登録
六	国内における代表者の氏名及び国内の住所	第五十二条第一項の登録
三	前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	第五十二条第一項の登録
二	資本金の額	第五十二条第一項の登録
一	役員（取締役及び執行役、会計参与並びに監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名	第五十二条第一項の登録

一定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるもの）を含む。）

第一項の認可を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている同種類の免

業者が国内において設ける他の支店において管
理型信託業を営むことができる。

4
四 収支の見込みを記載した書類
五 その他内閣府令で定める書類

第四条第三項の規定は、前項第一号の業務方

5 沿書に依りて選用する。
内閣総理大臣は、第一項の申請があつた場合においては、申請者が次に掲げる基準に適合す

るかどうかを審査しなければならない。一定款(これに準ずるもの)及び業務方書の見定が古今(通す)、いふ、言毛

精力治書の規定が法令に適合しない場合、信託業務を適正に遂行するためには十分なものであること。

二 信託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

三 各支店の人の相手に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有している

内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいづれに該当するとき、又は第二項の申請書告げてこと。

かに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは第三項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け

ているときは、免許を与えてはならない。一株式会社と同種類の法人でない者

二 第二項第二号の資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして

三 政令で定める金額に満たない法人
四、純資産額が前号に規定する金額に満たない

四 法人 いづれかの支店において他の信託会社若しくは外国信託会社が現て用ひてゐる商号若くは

くは外國信託会社が現に用いてゐる商号若しくは名称と同一の名称又は他の信託会社若しくは外国信託会社と誤認されるおそれのある

五 次条第六項の規定により同条第二項において 名称を用いようとする法人

て準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第一項

の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により次条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定による第六十七条第一項

十二条第一項の規定によつて第七条第二項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第十条の規定により同法第一条

第一項の認可を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可（当該免許、登録若しくは認可に類する許可その他の行政処分を含む。）をこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する当該国の法令の規定により取り消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の处分がなされた日）から五年を経過しない法人又は第五条第二項第六号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人いずれかの支店において他に営む業務がその信託業務に関連しない業務である法人又は当該他に営む業務を営むことがその信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる法人	六 第五条第二項第六号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人いずれかの支店において他に営む業務がその信託業務に関連しない業務である法人又は当該他に営む業務を営むことがその信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる法人	七 八 九 九
六 第五条第二項第六号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人いずれかの支店において他に営む業務がその信託業務に関連しない業務である法人又は当該他に営む業務を営むことがその信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる法人	六 第五条第二項第六号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人いずれかの支店において他に営む業務がその信託業務に関連しない業務である法人又は当該他に営む業務を営むことがその信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる法人	七 八 九 九
三 役員の氏名 四 信託業務以外の業務をいすれかの支店において営むときは、その業務の種類	五 主たる支店その他の支店の名称及び所在地	六 国内における代表者の氏名及び国内の住所
二 資本金の額 一 商号及び本店の所在地	一 定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるもの）を含む。）	一 定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるもの）を含む。）
三 貸借対照表 四 その他内閣府令で定める書類	五 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三項の申請書若しくは第四項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	六 第八条第三項の規定は、前項第二号の業務方法書について準用する。
二 業務方法書 三 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三項の申請書若しくは第四項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	四 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三項の申請書若しくは第四項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	五 第八条第三項の規定は、前項第二号の業務方法書について準用する。
一 前条第六項各号（第二号及び第三号を除く。）のいずれかに該当する者	一 前条第六項各号（第二号及び第三号を除く。）のいずれかに該当する者	一 前条第六項各号（第二号及び第三号を除く。）のいずれかに該当する者
四 定款（これに準ずるもの）を含む。）又は業務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理型信託業務を適正に遂行するために十分なものでない法人	二 第三項第二号の資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人	二 第三項第二号の資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人
五 いすれかの支店において、人的構成に照らして、管理型信託業務を的確に遂行すること	三 純資産額が前号に規定する金額に満たない法人	三 純資産額が前号に規定する金額に満たない法人

六 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。

七 公益を害する行為をしたとき。

内閣総理大臣は、外國会計会社の国内における
の代表者は、支店に駐在する役員が第五条第二
項第八号イからチまでのいずれかに該当する
ととなつたとき、又は前項第五号若しくは第六
号に該当したとき、又は前項第五号若しくは第六
号に該当したとき、又は前項第五号若しくは第六

異に該当する行為をしたときは、当該外國信託会社に対し当該代表者又は当該役員の解任を命ずることができる。

(管理型外国信託会社に対する監督上の処分)
第六十一条 内閣総理大臣は、管理型外国信託会社
が次の各号の一に該当する場合においては、

が次の各号のいずれかに該当する場合にはにおいては、当該管理型外国信託会社の第五十四条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定

めで支店の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十三条第六項第一号又は第四号から第六号までに該当することとなつたとき。

二 第五十四条第六項第二号から第五号までに該当することとなつたとき。

四 不正の手段により第五十四条第一項の登録を受けたことが判明したとき。

五 公益を害する行為をしたとき。
に違反したとき。

内閣総理大臣は、管理型外国信託会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員が第五

第二項第八号イからチまでのいづれかに該当することとなつたとき、又は前項第四号に該当する行為を二種類以上行つたときは、当該管理型トヨタ信託会社

する行為をしたときは、当該管理型外国信託会社に対し当該代表者又は当該役員の解任を命ずることができる。

(免許等の取消し等の場合の解任手続の規定の準用)

第六十一条 第四十九条の規定は、内閣総理大臣が第五十四条第二項において準用する第七条第

三項の登録の更新をしなかつた場合、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消しに場合又は前条第一項の規定により

第五十四条第一項の登録を取り消した場合について準用する。

(清算手続等における内閣總理大臣の意見等)
第六十二条 裁判所は、外国信託会社の国内にお

することができる。

	第二十一条の規定は外国信託会社がその支店において行う業務について、第三十九条の規定は外国信託会社がその支店における信託業の譲渡を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。
第七条第一項 の登録	第五十四条第一項の登録
第一条第一項 の登録	第五十三条第三項
第二条第一項 の登録	第五十四条第四項
第三条第一項 の登録	第五十五条第一項
第四条第一項 の登録	第五十六条第一項
第五条第一項 の登録	第五十七条第一項
第六条第一項 の登録	第五十八条第一項
第七条第一項 の登録	第五十九条第一項
第八条第一項 の登録	第六十条第一項
第九条第一項 の登録	第六十一条第一項

(指図権者の行為準則)

第六十六条 指図権者は、その指図を行う信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行うことを受託者に指図すること。

二 信託の目的、信託財産の状況又は信託財産の管理若しくは処分の方針に照らして不必要な取引を行うことを受託者に指図すること。

三 信託財産に関する情報を利用して自己又は当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもって取引（内閣府令で定めるものを除く。）を行うことを受託者に指図すること。

四 その他信託財産に損害を与えるおそれがある行為として内閣府令で定める行為。

第五章 信託契約代理店

第一節 総則

(登録簿への登録)

（登録） 信託契約代理業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 信託契約代理業を営む者は、信託会社又は外国信託会社から委託を受けてその信託会社又は外国信託会社（以下「所属信託会社」という。）のため信託契約代理業を営まなければならない。

3 信託契約代理業を営むときは、その役員の氏名及び所在地

（登録の申請） 第六十八条 前条第一項の登録を受けようとする者は（第七十条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名
二 法人であるときは、その役員の氏名

三 信託契約代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

六 その他内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第七十一条第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二 業務方法書

三 法人であるときは、定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを持む。）

四 その他内閣府令で定める書類

3 前項第二号の業務方法書に記載すべき事項

(登録簿への登録)

（登録の拒否） 第六十九条 内閣総理大臣は、第六十七条第一項の登録の申請があつた場合には、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

（登録の拒否） 第七十一条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が個人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ 心身の故障により信託契約代理業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

イ 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ 第五条第二項第十号イ又はロに該当する者

ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者

二 心身の故障のため信託契約代理業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

三 信託契約代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

(変更の届出)

の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（登録の届出） 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。

（登録の届出） 信託契約代理店は、第六十八条第一項の登録の申請があつた場合には、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。

（登録の届出） 第七十二条 信託契約代理店は、信託契約代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

（登録の届出） 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（登録の届出） 信託契約代理店以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（登録の届出） 第七十七条 信託契約代理店は、事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

（登録の届出） 内閣総理大臣は、前項の信託契約代理業務に関する報告書を、委託者若しくは受益者の秘密を害するおそれのある事項又は当該信託契約代理店の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の届出） 「受託者」と読み替えるものとする。

（登録の届出） 第三節 経理

（登録の届出） 信託契約代理業は、所属信託会社の説明書類の縦覧

（登録の届出） 第七十八条 信託契約代理店は、所属信託会社の事業年度ごとに、第三十四条第一項の規定により当該所属信託会社が作成する説明書類を信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の届出） 第二節 業務

（登録の届出） 第七十四条 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理又は媒介に関して顧客から財産の預託を受けた場合には、当該財産を自己の固有財産及び他の信託契約の締結に関して預託を受けた財産と分別して管理しなければならない。

（登録の届出） 第七十五条 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理又は媒介に関して顧客から財産の預託を受けた場合には、当該各号に該当することとなつたときは、当該各号に該当することができる。

（登録の届出） 第七十九条 信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に該当することができる。

（登録の届出） 一 信託契約代理業を廃止したとき（会社分割により信託契約代理業の全部の承継をさせた

(準用)

は、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「次に掲げる行為（次に規定する特定信託契約による信託の引受け行為（次に掲げる事項を除く。）」とあるのは、「事項」と、「当該信託会社」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

（登録の届出） 第七十六条 第二十四条及び第二十五条の規定によつて、第五号に掲げる行為を除く。」とあるのは、「事項」と、「当該信託会社」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

（登録の届出） 第七十七条 信託契約代理店は、事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

（登録の届出） 内閣総理大臣は、前項の信託契約代理業務に関する報告書を、委託者若しくは受益者の秘密を害するおそれのある事項又は当該信託契約代理店の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の届出） 「受託者」と読み替えるものとする。

（登録の届出） 第三節 経理

（登録の届出） 信託契約代理業は、所属信託会社の説明書類の縦覧

（登録の届出） 第七十八条 信託契約代理店は、所属信託会社の事業年度ごとに、第三十四条第一項の規定により当該所属信託会社が作成する説明書類を信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の届出） 第二節 業務

（登録の届出） 第七十四条 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理又は媒介に関して顧客から財産の預託を受けた場合には、当該財産を自己の固有財産及び他の信託契約の締結に関して預託を受けた財産と分別して管理しなければならない。

（登録の届出） 第七十五条 信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に該当することができる。

（登録の届出） 第七十九条 信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当することができる。

（登録の届出） 一 信託契約代理業を廃止したとき（会社分割により信託契約代理業の全部の承継をさせた

第四節 監督

（登録の届出） 第七十六条 第二十四条及び第二十五条の規定によつて、第五号に掲げる行為を除く。」とあるのは、「事項」と、「当該信託会社」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

（登録の届出） 第七十七条 信託契約代理店は、事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

（登録の届出） 内閣総理大臣は、前項の信託契約代理業務に関する報告書を、委託者若しくは受益者の秘密を害するおそれのある事項又は当該信託契約代理店の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の届出） 「受託者」と読み替えるものとする。

とき、又は信託契約代理業の全部の譲渡をしたときを含む。)。その個人又は法人滅したとき。その法人を代表する役員であつた者

二 信託契約代理店である個人が死亡したとき。その相続人

三 信託契約代理店である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者

四 信託契約代理店である法人が破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人

五 信託契約代理店である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人

(立入検査等)

第八十条 内閣総理大臣は、信託契約代理店の信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店若しくは当該信託契約代理店とその業務に関する取引する者に対し当該信託契約代理店の業務に参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託契約代理店の営業所若しくは事務所に立ち入りらせ、その業務の状況に関して質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

い。

(業務改善命令)

第八十一条 内閣総理大臣は、信託契約代理店の業務の状況に照らして、当該信託契約代理店の信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店に対し、その必要の限度において、業務方法書の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ぜることができる。

(監督上の処分)

第八十二条 内閣総理大臣は、信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託契約代理店の第六十七条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十条各号(第二号ロを除く。)に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十七条第一項の登録を受けたことが判明したとき。

三 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。

四 公益を害する行為をしたとき。

第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号に該当する行為をしたときは、当該信託契約代理店に対し当該役員の解任を命ずることができること。

(登録の失効)

第八十三条 内閣総理大臣は、第七十九条各号のいずれかに該当することとなつたとき、又はそのすべての所属信託会社との委託契約が終了したときは、当該信託契約代理店の第六十七条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第八十四条 内閣総理大臣は、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消したとき、又は前条の規定により同項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

第五節 雜則

第八十五条 信託契約代理店の所属信託会社は、信託契約代理店が行つた信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害を賠償する責務に任ずる。ただし、所属信託会社が信託契約代理店への委託につき相当の注意をし、かつ、信託契約代理店が行つた信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

第五章の二 指定紛争解決機関

第一節 総則

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第八十五条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができます。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。)であること。

二 第八十五条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第八十五条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。二において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第二号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信託会社等の数の信託会社等の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

九 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

（指定の申請）

第八十五条の三 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し

た指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 主たる営業所又は事務所その他の紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

三 役員の氏名又は商号若しくは名称

四 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準するものを含む。）

三 業務規程

四 組織に関する事項を記載した書類

五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類

六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定める書類

七 その他内閣府令で定める書類

八 前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。（秘密保持義務等）

第九十五条の四 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第九十五条の十三第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第九十五条の七第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関する知識り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

九 公務に従事する職員とみなす。

（指定紛争解決機関の業務）

第二節 業務

第八十五条の五 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

二 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入信託会社等（手続実施基準によるものとす。

本契約を締結した相手方である信託会社等をい。以下この章において同じ。）若しくはその顧客（以下この章において単に「当事者」とい。）又は当事者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことにより、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

二 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定で、あつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第八十五条の十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対し、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

（業務規程）

第八十五条の七 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項

二 手続実施基本契約の締結に関する事項

三 紛争解決等業務の実施に関する事項

四 紛争解決等業務に要する費用について加入信託会社等が負担する負担金に関する事項

五 当事者から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあっては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

九 加入信託会社等は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合は、その訴訟について裁判が確定した場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入信託会社等は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合は、その訴訟について裁判が確定した場合には、当該事項を指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施につ

始した場合において、加入信託会社等にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入信託会社等は、その求めがあつたときには、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入信託会社等に対する業務規程は、信託会社等から物件の提出を求めることができ、当該加入信託会社等は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、手続対象信託業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、手続対象信託業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。

六 加入信託会社等は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合に、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入信託会社等は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八 前号に規定する場合のほか、加入信託会社等は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

九 加入信託会社等は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合は、その訴訟について裁判が確定した場合には、当該事項を指定紛争解決機関が紛争解決手続の実施に係る業務を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を手続対象信託業務関連紛争の当事者とする手続対象信託業界が株式の所有その他の事由を通じてその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を手続対象信託業界が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に對して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）、第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く）

する見込みがないことを理由に紛争解決委員が適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6. 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第八十五条の七第六項に規定する特別調停案）を提示することを第六項に規定する紛争解決機関は、紛争解決手続の実施にあたる場合においては、その旨の通知を受けうることができる。

7. 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認められる者の傍聴を許すことができる。

8. 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に立ち、当事者である加入信託会社等の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認められる者の傍聴を許すことができる。

9. 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的ない手続の進行

三、その他内閣府令で定める事項

二、第八十五条の七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的ない手続の進行

一、当該顧客が支払う料金に関する事項

二、第八十五条の七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的ない手続の進行

三、その他内閣府令で定める事項

二、第八十五条の七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的ない手続の進行

一、当該代理人の氏名、商号又は名称

二、手続対象信託業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三、紛争解決手続の実施の経緯

四、紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

五、前各号に掲げるものほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの（時効の完成猶予）

する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該手続対象信託業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（第三節 監督）

（変更の届出）

2. 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第八十五条の二十三第一項の規定により認可され、又は第八十五条の二第一項の規定による指定が第八十五条の二十四第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施された場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該手続対象信託業務関連紛争の当事者が第八十五条の二十三第三項若しくは第八十五条の二十四第三項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。（訴訟手続の中止）

（第八十五条）

手続対象信託業務関連紛争について当該手続対象信託業務関連紛争の当事者との間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該手続の対象信託業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一、当該手続対象信託業務関連紛争について当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続が実施されていること。

二、前号の場合ほか、当該手続対象信託業務

（業務に関する報告書の提出）

（第八十五条の二十）

指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（第八十五条の二十一）

内閣総理大臣は、紛争解決機関の紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に關し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りさせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關して質問させ、若しくはこれらの帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（第八十五条の二十二）

内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

（業務改善命令）

3. 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示されなければならない。

4. 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（第八十五条の二十三）

内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（信託会社等と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき）

（第八十五条の二十四）

内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

（業務改善命令）

（第八十五条の二十五）

内閣総理大臣は、前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示されなければならない。

（第八十五条の二十六）

内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の業務の全部若しくは一部の休止（次項に規定する理由によるものを除く。）をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（第八十五条の二十七）

（第八十五条の二十八）

（第八十五条の二十九）

（第八十五条の三十）

（第八十五条の三十一）

（第八十五条の三十二）

（第八十五条の三十三）

（第八十五条の三十四）

（第八十五条の三十五）

（第八十五条の三十六）

（第八十五条の三十七）

（第八十五条の三十八）

（第八十五条の三十九）

（第八十五条の四十）

（第八十五条の四十一）

（第八十五条の四十二）

（第八十五条の四十三）

（第八十五条の四十四）

（第八十五条の四十五）

（第八十五条の四十六）

（第八十五条の四十七）

（第八十五条の四十八）

（第八十五条の四十九）

（第八十五条の五十）

（第八十五条の五十一）

（第八十五条の五十二）

（第八十五条の五十三）

（第八十五条の五十四）

（第八十五条の五十五）

（第八十五条の五十六）

（第八十五条の五十七）

（第八十五条の五十八）

（第八十五条の五十九）

（第八十五条の六十）

（第八十五条の六十一）

（第八十五条の六十二）

（第八十五条の六十三）

（第八十五条の六十四）

（第八十五条の六十五）

（第八十五条の六十六）

（第八十五条の六十七）

（第八十五条の六十八）

（第八十五条の六十九）

（第八十五条の七十）

（第八十五条の七十一）

（第八十五条の七十二）

（第八十五条の七十三）

（第八十五条の七十四）

（第八十五条の七十五）

（第八十五条の七十六）

（第八十五条の七十七）

（第八十五条の七十八）

（第八十五条の七十九）

（第八十五条の八十）

（第八十五条の八十一）

（第八十五条の八十二）

（第八十五条の八十三）

（第八十五条の八十四）

（第八十五条の八十五）

（第八十五条の八十六）

（第八十五条の八十七）

（第八十五条の八十八）

（第八十五条の八十九）

（第八十五条の九十）

（第八十五条の九十一）

（第八十五条の九十二）

（第八十五条の九十三）

（第八十五条の九十四）

（第八十五条の九十五）

（第八十五条の九十六）

（第八十五条の九十七）

（第八十五条の九十八）

（第八十五条の九十九）

（第八十五条の一百）

（第八十五条の一百一）

（第八十五条の一百二）

（第八十五条の一百三）

（第八十五条の一百四）

（第八十五条の一百五）

（第八十五条の一百六）

（第八十五条の一百七）

（第八十五条の一百八）

（第八十五条の一百九）

（第八十五条の一百十）

（第八十五条の一百十一）

（第八十五条の一百十二）

（第八十五条の一百十三）

（第八十五条の一百十四）

（第八十五条の一百十五）

（第八十五条の一百十六）

（第八十五条の一百十七）

（第八十五条の一百十八）

（第八十五条の一百十九）

（第八十五条の一百二十）

（第八十五条の一百二十一）

（第八十五条の一百二十二）

（第八十五条の一百二十三）

（第八十五条の一百二十四）

（第八十五条の一百二十五）

（第八十五条の一百二十六）

（第八十五条の一百二十七）

（第八十五条の一百二十八）

（第八十五条の一百二十九）

（第八十五条の一百三十）

（第八十五条の一百三十一）

（第八十五条の一百三十二）

（第八十五条の一百三十三）

（第八十五条の一百三十四）

（第八十五条の一百三十五）

（第八十五条の一百三十六）

（第八十五条の一百三十七）

（第八十五条の一百三十八）

（第八十五条の一百三十九）

（第八十五条の一百四十）

（第八十五条の一百四十一）

（第八十五条の一百四十二）

（第八十五条の一百四十三）

（第八十五条の一百四十四）

（第八十五条の一百四十五）

（第八十五条の一百四十六）

（第八十五条の一百四十七）

（第八十五条の一百四十八）

（第八十五条の一百四十九）

（第八十五条の一百五十）

（第八十五条の一百五十一）

（第八十五条の一百五十二）

（第八十五条の一百五十三）

（第八十五条の一百五十四）

（第八十五条の一百五十五）

（第八十五条の一百五十六）

（第八十五条の一百五十七）

（第八十五条の一百五十八）

（第八十五条の一百五十九）

（第八十五条の一百六十）

（第八十五条の一百六十一）

（第八十五条の一百六十二）

（第八十五条の一百六十三）

（第八十五条の一百六十四）

（第八十五条の一百六十五）

（第八十五条の一百六十六）

（第八十五条の一百六十七）

（第八十五条の一百六十八）

（第八十五条の一百六十九）

（第八十五条の一百七十）

（第八十五条の一百七十一）

（第八十五条の一百七十二）

（第八十五条の一百七十三）

（第八十五条の一百七十四）

（第八十五条の一百七十五）

（第八十五条の一百七十六）

（第八十五条の一百七十七）

（第八十五条の一百七十八）

（第八十五条の一百七十九）

（第八十五条の一百八十）

（第八十五条の一百八十一）

（第八十五条の一百八十二）

（第八十五条の一百八十三）

（第八十五条の一百八十四）

（第八十五条の一百八十五）

（第八十五条の一百八十六）

（第八十五条の一百八十七）

（第八十五条の一百八十八）

（第八十五条の一百八十九）

（第八十五条の一百九十）

（第八十五条の一百九十一）

（第八十五条の一百九十二）

（第八十五条の一百九十三）

（第八十五条の一百九十四）

（第八十五条の一百九十五）

（第八十五条の一百九十六）

（第八十五条の一百九十七）

（第八十五条の一百九十八）

（第八十五条の一百九十九）

（第八十五条の一百二十）

（第八十五条の一百二十ー）

（第八十五条の一百二十ーー）

（第八十五条の一百二十ーーー）

（第八十五条の一百二十ーーーー）

（第八十五条の一百二十ーーーーー）

八 第三十四条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けうることができる状態に置く措置として内閣令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報をお電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

九 第三十六条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十 第三十七条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十一 第三十八条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十二 第三十九条第二項(同条第五項)(第六十三条第二項において準用する場合を含む)及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。の規定による申請書又は第三十九条第三項(同条第五項)(第六十三条第二項において準用する場合を含む)及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十三 第四十二条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

十四 第四十二条第一項(第五十条第三項(第六十二条第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)若しくは第四十二条第二項若しくは第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十五 第四十二条第一項(第五十条第三項(第六十二条第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)若しくは第四十二条第二項若しくは第三項の規定による検査を拒み妨げ、若しくは忌避した者は第四十二条第二項若しくは第三項の規定による該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの方規定による検査を拒み妨げ、若しくは忌避した者は第五十五条第二項の規定による届出をせず、又は同項の届出書若しくは同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十七 第五十一条第四項の規定による命令に違反した者

十九 第五十五条第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十 第五十五条第六項の規定による当該職員の質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二十一 第五十五条第八項又は第九項の規定に違反した者

二十二 第五十三条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十三 第五十四条第三項の規定による申請書又は同条第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十四 第五十七条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

二十五 第五十八条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十六 第五十八条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二十七 第六十八条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十八 第七十七条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

二十九 第七八条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第二項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

三十 第八十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三十一 第八十五条の三第一項の規定による当該職員の質問に対しして答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三十二 第八十五条の三第一項の規定による指定期申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

三十三 第八十五条の九の規定に違反した者

三十四 第八十五条の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三十五 第八十五条の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三十六 第八十五条の二十二第一項の規定による命令に違反した者

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の規定に違反して、認可を受けないで資本金の額を減少した者

二 第十一条第五項の規定に違反して、信託業務を開始した者

三 第十三条第一項の規定に違反して、認可を受けないで業務方略書を変更した者

四 第十六条第一項の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだ者

五 第十八条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

六 第二十二条第四項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、承認を受けないで業務の内容又は方法を変更した者

七 第二十四条の二において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三十九条第二項(第二号を除く。)の規定に違反した者

八 第八十五条の四第一項の規定に違反して、その職務に関する知識を得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第九十五条 前条第七号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は

2 没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

金融商品取引法第二百九条の二（混和した財産の没収等）及び第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について適用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百九条の二第一項」、「第二百九十八条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは、「信託業法第九十五条第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは、「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは、「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二）規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは、「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは、「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者

二 第十七条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは第十七条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくはこれに添付すべき書類を提出した者は、第二十一条第三項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又はこれに添付すべき書類の記載をして提出した者

四 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

五 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第一号から第四号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

七 第二十六条第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

附則第九条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の廃止)

第二条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)は、廃止する。

(特定債権の譲渡の公告等に係る経過措置)

第三条 この法律の施行前に前条の規定による廃止前の特定債権等に係る事業の規制に関する法律(以下「旧特定債権法」という。)第二条第三項に規定する特定事業者(以下この条において「特定事業者」という。)が旧特定債権法第六条(旧特定債権法第十一条第一項において準用する場合及び旧特定債権法第十一条の二の規定により適用する場合を含む。第四項及び第五項において同じ。)の規定により確認を受けた旧特定債権法第二条第一項に規定する特定債権(以下この条において「特定債権」という。)の譲渡に係る計画(第四項の規定による特定債権の譲渡の総額の変更の確認を受けたときは、その譲渡の総額の変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)に従つて、この法律の施行後に特定債権を譲渡した場合におけるその旨の公告については、旧特定債権法第七条及び第八条(これらの規定を旧特定債権法第十一条第一項において準用する場合及び旧特定債権法第十一条の二の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定は、この法律の施行前にいたるまで、なおその効力を有する。

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

次に一条を加える改正規定、同法第一百九十九条の二の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定（第三十七条の五、第三十七条の六）を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る。）及び同法第九十五条の五の改正規定、第十四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条の二及び第五十条の二第十二項の改正規定、第五十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律並びに同法第二十四条の二及び第五十条の二第十二項の改正規定、第五十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定（第十九条）を（第十九条の二）に改める部分に限る。）及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第十六条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則の適用に関する経過措置）

第十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第二十条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十一条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下「改正後の各法律」という。）に規定する指定紛争解決機関（以下単に「指定紛争解決機関」という。）の指定状況及び改正後の各法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の関与の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関に

2 よる裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方に
ついて検討を加え、必要があると認めるときは、
は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、前項に定める事項のほか、この法律
の施行後五年以内に、この法律による改正後の
規定の実施状況について検討を加え、必要があ
ると認めるときは、その結果に基づいて所要の
措置を講ずるものとする。

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二四年九月二日法律第八号）抄

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十三条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第五号)
(施行期日) 抄

び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定（投資信託及び正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第三条中第五項を第六項とし、第四項の次に二項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十九条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条中第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十三年法律第二百三号）第十七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条第三条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条第一条の改正規定、第九条の規定、第三十六条及び第三十七条の規定（公布の日から起算して二十日を経過した日）

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なお従前の例による罰則の適用については、なお従前の例による。第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第三十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用等に関する経過措置

附 則（平成二十六年五月三〇日法律第四号）抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定（第八章罰則（第一百九十七条第一二百九十三条）を「第八章 罰則（第一百九十七条第一二百九十三条）」に改める部分に限る。）同法第四十六条、第四十六条の六第三項、第四十九条第二百九条の三）／第八章の二 没収に関する手続等の特例（第二百九条の四一第一二百九条の七）／に改める部分に限る。）同法第十九条、第五十七条の二、第五十五条の二第四項、第五十七条の二、第五项、第五十七条の十七第二項及び第三項並びに第六十三条第四項の改正規定、同法第六十五条の五第二項の改

正規定（規定（「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）に限る。）及び第十五条（株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第四十三条第二項の改正規定（規定（「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）、同法第四項の改正規定（規定（「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）、同法第八章の次に二条を加える改正規定、同法第八章の第一章を加える改正規定並びに同法第二百十条第一項の改正規定並びに第二条（金融商品取引法等一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る。）第三条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第四項の改正規定（第三十八条の下に「第七号を除く。」）を加える部分に限る。）及び同法第二条の二の改正規定を除く。）、第四条（農業協同組合法第十二条の二の四、第十二条の十の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。）、第五条（消費生活協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。）、第六条（水産業協同組合法第十一条の九、第十五条の七及び第二項の改正規定を除く。）、第八条（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。）、第九条（投資信託及び第二百二十三条の三第一項の改正規定を除く。）、第十条（信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。）、第十二条（長期信用銀行法第七十七条の二の改正規定を除く。）、第十二条（労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。）、第十三条（銀行法第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く。）、第十四条（保険業法第三百条の二の改正規定を除く。）、第十一条（農林中央金庫法第五十九条の三、第五十六条（農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第五十五条の五の改正規定を除く。）、第十七条（信託業法第二十四条の二及び附則第二十条の改正規定を除く。）、第十五条（株式会社商工組合中央金庫法第六十八条（農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第五十五条の五の改正規定を除く。）、第十九条（株式会社商工組合中央金庫法第六十八条及び第二十九条の改正規定を除く。）、第十七条（証券取引法等の規定並びに附則第十三条（証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五回附則第二十条の改正規定を除く。）及び第十九条（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第六十三条第二項の改正規定（規定（「規定並びに」に、

「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）に限る。）及び第十五条（株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第四十三条第二項の改正規定（規定（「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）、同法第四項の改正規定（規定（「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）、同法第八章の次に二条を加える改正規定、同法第八章の第一章を加える改正規定並びに同法第二百十条第一項の改正規定並びに第二条（金融商品取引法等一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る。）第三条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第四項の改正規定（第三十八条の下に「第七号を除く。」）を加える部分に限る。）及び同法第二条の二の改正規定を除く。）、第四条（農業協同組合法第十二条の二の四、第十二条の十の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。）、第五条（消費生活協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。）、第六条（水産業協同組合法第十一条の九、第十五条の七及び第二項の改正規定を除く。）、第八条（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。）、第九条（投資信託及び第二百二十三条の三第一項の改正規定を除く。）、第十条（信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。）、第十二条（長期信用銀行法第七十七条の二の改正規定を除く。）、第十二条（労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。）、第十三条（銀行法第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く。）、第十四条（保険業法第三百条の二の改正規定を除く。）、第十五条（株式会社商工組合中央金庫法第六十八条（農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第五十五条の五の改正規定を除く。）、第十七条（信託業法第二十四条の二及び附則第二十条の改正規定を除く。）、第十五条（証券取引法等の規定並びに附則第十三条（証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五回附則第二十条の改正規定を除く。）及び第十九条（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第六十三条第二項の改正規定（規定（「規定並びに」に、

「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）に限る。）及び第十五条（株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第四十三条第二項の改正規定（規定（「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）、同法第四項の改正規定（規定（「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）、同法第八章の次に二条を加える改正規定、同法第八章の第一章を加える改正規定並びに同法第二百十条第一項の改正規定並びに第二条（金融商品取引法等一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る。）第三条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第四項の改正規定（第三十八条の下に「第七号を除く。」）を加える部分に限る。）及び同法第二条の二の改正規定を除く。）、第四条（農業協同組合法第十二条の二の四、第十二条の十の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。）、第五条（消費生活協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。）、第六条（水産業協同組合法第十一条の九、第十五条の七及び第二項の改正規定を除く。）、第八条（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。）、第九条（投資信託及び第二百二十三条の三第一項の改正規定を除く。）、第十条（信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。）、第十二条（長期信用銀行法第七十七条の二の改正規定を除く。）、第十二条（労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。）、第十三条（銀行法第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く。）、第十四条（保険業法第三百条の二の改正規定を除く。）、第十五条（株式会社商工組合中央金庫法第六十八条（農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第五十五条の五の改正規定を除く。）、第十七条（信託業法第二十四条の二及び附則第二十条の改正規定を除く。）、第十五条（証券取引法等の規定並びに附則第十三条（証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五回附則第二十条の改正規定を除く。）及び第十九条（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第六十三条第二項の改正規定（規定（「規定並びに」に、

「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）に限る。）及び第十五条（株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第四十三条第二項の改正規定（規定（「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）、同法第四項の改正規定（規定（「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）、同法第八章の次に二条を加える改正規定、同法第八章の第一章を加える改正規定並びに同法第二百十条第一項の改正規定並びに第二条（金融商品取引法等一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る。）第三条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第四項の改正規定（第三十八条の下に「第七号を除く。」）を加える部分に限る。）及び同法第二条の二の改正規定を除く。）、第四条（農業協同組合法第十二条の二の四、第十二条の十の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。）、第五条（消費生活協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。）、第六条（水産業協同組合法第十一条の九、第十五条の七及び第二項の改正規定を除く。）、第八条（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。）、第九条（投資信託及び第二百二十三条の三第一項の改正規定を除く。）、第十条（信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。）、第十二条（長期信用銀行法第七十七条の二の改正規定を除く。）、第十二条（労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。）、第十三条（銀行法第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く。）、第十四条（保険業法第三百条の二の改正規定を除く。）、第十五条（株式会社商工組合中央金庫法第六十八条（農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第五十五条の五の改正規定を除く。）、第十七条（信託業法第二十四条の二及び附則第二十条の改正規定を除く。）、第十五条（証券取引法等の規定並びに附則第十三条（証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五回附則第二十条の改正規定を除く。）及び第十九条（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第六十三条第二項の改正規定（規定（「規定並びに」に、

